２．詳細（年齢・保険者別に新規・更新の提出添付書類を整理）

※本項の「医療記録票（2/12以上）」とは、医療記録票（別紙様式例6-1及び6-2）と別紙様式例6-2に添付する資料であって、高額療養費算定基準額を超えた月数が過去１１月で２月以上であることが確認できるもの一式を指します。

○70歳未満・被用者保険

適用区分	新規申請	更新申請	保険者照会（更新時）
エ	・臨床調査個人票等 ・被保険者証(写) ・限度額適用認定証等(写) ・本人の住民票(写) ・医療記録票(2/12以上)(写) ・肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写)	・参加者証(写) ・被保険者証(写) ・本人の住民票(写) ・医療記録票(2/12以上)(写) ・肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写) （保険者照会に係る通知１（２）②により、適用区分の変更があった場合、保険者から通知があるため、更新時に限度額適用認定証等(写)の提出は不要）	○追加提出書類なし（更新申請時の照会不要）
オ	・臨床調査個人票等 ・被保険者証(写) ・限度額適用認定証等(写) ・本人の住民票(写) ・医療記録票(2/12以上)(写) ・肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写)	**＜７月早期＞** ・参加者証(写) ・被保険者証(写) ・本人の住民票(写) ・医療記録票(2/12以上)(写) ・被保険者の非課税証明書類 ・肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写)	**○７月下旬までに**「被保険者の非課税証明書類(写)」の提出が必要 （適用区分オであることを保険者が確認するため）

○70歳未満・市町村国保

適用区分	新規申請	更新申請	保険者照会（更新時）
エ・オ	・臨床調査個人票等 ・被保険者証(写) ・限度額適用認定証等(写) ・本人の住民票(写) ・医療記録票(2/12以上)(写) ・肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写) ・保険者の認定に係る同意書※ ※佐世保市のみ	・参加者証(写) ・被保険者証(写) ・本人の住民票(写) ・医療記録票(2/12以上)(写) ・肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写) （保険者照会に係る通知２（２）①により、適用区分の変更があった場合、保険者から通知があるため、更新時に限度額適用認定証等(写)の提出は不要）	○追加提出書類なし（更新申請時の照会不要。課税所得について市町村が税情報を把握しているため）

○70歳未満・国保組合

適用区分	新規申請	更新申請	保険者照会（更新時）
エ・オ	・臨床調査個人票等 ・被保険者証(写) ・限度額適用認定証等(写) ・本人の住民票(写) ・医療記録票(2/12以上)(写) ・肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写) ・保険者の認定に係る同意書	**＜７月早期＞** ・参加者証(写) ・被保険者証(写) ・本人の住民票(写) ・医療記録票(2/12以上)(写) ・肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写) ・本人及び世帯全員の課税・非課税証明書類又は本人のマイナンバー	**○７月下旬までに**「本人及び世帯全員の課税・非課税証明書類(写)」又は「本人のマイナンバー」の提出が必要 （適用区分を判定するため）